

■料金一覧【送金関係】

本書において、総合口座とは記号・番号の記号が「1」から始まる口座をいい、振替口座とは記号・番号の記号が「0」から始まる口座をいいます。

為替	●料金（為替証書1枚につき）		
	為替金額	5万円未満	5万円以上
	取扱内容		
	普通為替	550円	770円
	定額小為替	200円	
	●特殊取扱の料金		
	取扱内容	料金	
普通為替	為替金の払渡済否の調査 （調査1件につき）	■普通郵便により貯金事務センターへ照会する場合：140円	
		■電信により貯金事務センターへ照会する場合：320円	
	普通為替の再交付	■1枚につき 550円	
定額小為替	定額小為替の再交付	■1枚につき 200円	
	※普通為替証書の金額は、1枚につき10万円以下です。		
	※料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。		
振替	●払込み料金（払込み1件につき）		
	※Pay-easy（ペイジー）マークの付いた帳票に係る払込み料金は、「ゆうちょPay-easy（ペイジー）」の項をご覧ください。		
	払込み金額	5万円未満	5万円以上
	取扱内容		
通常払込み	窓口	203円 <122円>	417円 <336円>
	A T M	152円 <71円>	366円 <285円>
	ゆうちょ通帳アプリ	152円 <71円>	366円 <285円>
電信払込み	窓口	550円	770円
公金払込み	窓口 A T M ゆうちょ通帳アプリ	■指定様式：30円	
公共料金払込み	窓口 A T M ゆうちょ通帳アプリ	30円	254円
払込専用カードによる払込み	窓口	220円	440円
	A T M	125円	345円
	※ < > 内の料金は、振替MTサービスをご利用の場合の料金です。		
	※目の不自由なお客さまがご本人名義の通常払込みをされる場合、身体障害者手帳を窓口でご提示いただければ、窓口でもA T Mでの送金料金を適用します。ただし、次の通常払込みは除きます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人からの請求による通常払込み ・A T M非設置店舗（払込機能付A T M非設置店舗も含みます。）の窓口からの通常払込み ・受取人が料金を負担する通常払込み 		
	※A T M及びゆうちょ通帳アプリでは、国等への通常払込みを除き、次の通常払込みはお取り扱いいたしません。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・送金額が10万円を超える現金による通常払込み ・取引時確認がお済みでない総合口座（通常貯金又は通常貯蓄貯金）からの10万円を超える払戻金を払込金に充てる通常払込み 		

●自動払込み

●利用料金等

取扱内容	契約料金	月額料金
利用料金	5,500円	2,200円
総括表発行料金	無料	1,100円

※ゆうちょBizダイレクトによるお取り扱いの場合は、自動払込みの契約料金及び月額料金は無料です。

※料金は受取人にご負担いただき、自動払込み一契約ごとに（事業主番号単位で）かかります。

※帳票でお取り扱いの場合は、総括表発行の月額料金は無料です。

※総括表発行はAnserDATAPORT®、DVD又は帳票でデータをご提出の場合に選択できるオプションサービスです。（AnserDATAPORT®は株式会社エヌ・ティ・ティ・データの登録商標です。）

※受取人が次に掲げる団体等の場合、利用料金及び総括表発行料金は無料です（別途払込み料金がかかります。）。

ア 国又は地方公共団体及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する地方公営企業

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する各種学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校（以下「学校等」といいます。）（学生、生徒、児童又は幼児の健全な成長を図ることを目的として、学校等に在籍するこれらの者の保護者及び教員によって組織された団体を含みます。）。

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営むる団体

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定又は許可を受け、保険給付の対象となる事業を行う団体

●払込み料金（払込み1件につき）

■公金等

データ授受方法	料 金
ゆうちょBizダイレクト（伝送サービス）等	10円
帳票	31円

※公金等とは、次に掲げる料金等を定期的に継続して多数払込みを受けるものをいいます。

ア 国又は地方公共団体が収納する公金及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する地方公営企業の収納金

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校（以下「学校等」といいます。）の教育に関する収納金（学生、生徒、児童又は幼児の健全な成長を図ることを目的として、学校等に在籍するこれらの者の保護者及び教員によって組織された団体の収納金を含みます。）（公金等に係るアに規定するものを除きます。）

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営むる法人その他の団体の収納金（公金等に係るアに規定するものを除きます。）

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定又は許可を受け、保険給付の対象となる事業を行う団体の収納金（公金等に係るア及びウに規定するものを除きます。）

■公共料金

データ授受方法等		料 金
料金 受取人負担	ゆうちょBiz ダイレクト（伝送サービス）等	年間取扱件数1,000万件以上：16円 年間取扱件数100万件以上：22円 年間取扱件数10万件以上：28円 年間取扱件数10万件未満：33円
	帳票	99円
料金 送金人負担	ゆうちょBiz ダイレクト（伝送サービス）等	33円
	帳票	99円

※公共料金等とは、次に掲げる料金等を定期的に継続して多数払込みを受けるものをいいます。

ア 電気事業、ガス事業又は水道事業の料金、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者の収納する料金、日本放送協会の受信料並びに地方公共団体の収納する料金及びこれに準ずる料金（公金等に係るアからエまでに規定するものを除きます。）

イ 次に掲げる法人その他の団体（法人にあつては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）により設立された一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）により設立された公益社団法人及び公益財団法人を除きます。）の収納金で、収益を目的とする事業に係るもの以外のもの（公金等に係るアからエまでに規定するものを除きます。）

① 所得税法（昭和40年法律第33号）別表第一の表に掲げる法人

② 労働組合、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の2第1項の職員団体及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第1項の職員団体（これらの組合その他の団体のうち、①に該当するものを除きます。）

■一般扱い（公金等・公共料金以外）

データ授受方法等		料 金
料金 受取人負担	ゆうちょBiz ダイレクト（伝送サービス）等	年間取扱件数 1,000万件以上 : 33円 年間取扱件数 100万件以上 : 39円 年間取扱件数 10万件以上 : 44円 年間取扱件数 10万件未満 : 55円
	帳票	132円
料金 送金人負担	ゆうちょBiz ダイレクト（伝送サービス）等	55円
	帳票	132円

※一の預金者から1年以上の期間にわたって定期的に払込みを受けるもの、かつ、ゆうちょBizダイレクト（伝送サービス）以外による利用においては、1回の払込請求件数が100件以上のもの（上記に掲げるもの及びゆうちょ銀行が指定するものを除きます。）。

※年間取扱件数に応じた料金は、毎年1月～12月の利用実績を基に、翌年度（翌年4月～翌々年3月）の適用料金を決定します。なお、複数の契約をお持ちの場合は、契約ごとの年間取扱件数を合算のうえ、適用料金を判定します。

※複数契約における年間取扱件数の合算には、対象契約確認等のため、ゆうちょ銀行所定の手続きが必要です。

※ゆうちょBizダイレクト（伝送サービス）等とは、ゆうちょBizダイレクト（伝送サービス）、AnserDATAPORT®及びDVDが対象です。

※ゆうちょBizダイレクト（伝送サービス）のご利用には、ゆうちょBizダイレクト（エキスパートプラン）の契約料金及び月額料金がかかります。

●振替料金（振替1件につき）

※Pay-easy（ペイジー）マークの付いた帳票に係る料金は、「ゆうちょPay-easy（ペイジー）」の項をご覧ください。

電信振替	窓 口	146円
	窓口タブレット	100円
	A T M	100円
	ゆうちょダイレクト ゆうちょ通帳アプリ	■月5回まで : 無 料 ■月6回目以降 : 100円
連動振替決済サービス	振替金額の1.04%（下限52円、上限115円）	
自動払出し・自動送金	125円	

※月5回までの無料送金回数は、ゆうちょダイレクト・ゆうちょ通帳アプリでの送金回数を合算したものです。

※ゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）による電信振替については、同一名義人利用口座

間における取扱いの場合、原則無料です。ただし、月1,000回目以降は100円をいただきます。

※目の不自由なお客さまがご本人名義の電信振替をされる場合、身体障害者手帳を窓口でご提示いただければ、窓口でもATMでの送金料金を適用します。ただし、次の電信振替は除きます。

- ・ 代理人からの請求による電信振替
- ・ ATM非設置店舗の窓口からの電信振替
- ・ 受取人が料金を負担する電信振替
- ・ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」といいます。）上の非居住者のお客さまに関連する電信振替

※ATM、ゆうちょダイレクト及びゆうちょ通帳アプリでは、取引時確認がお済みでない総合口座又は振替口座からの送金額が10万円を超える電信振替はお取り扱いいたしません。

※送金人又は受取人が外為法上の非居住者であるものとして受け付けた場合、国内非居住者円貨建て送金として取り扱います。詳しくは「国際送金」の項をご覧ください。

●振込料金（振込1件につき）

		5万円未満	5万円以上
振込	窓 口	660円	880円
	窓口タブレット	220円	440円
	A T M	220円	440円
	ゆうちょダイレクト ゆうちょ通帳アプリ	165円	
自動振込		550円	770円

※ゆうちょダイレクトでのお振込は、ダイレクトサービスに限ります。

※目の不自由なお客さまがご本人名義の振込をされる場合、身体障害者手帳を窓口でご提示いただければ、窓口でもATMでの送金料金を適用します。ただし、次の振込は除きます。

- ・ 代理人からの依頼による振込
- ・ ATM非設置店舗の窓口からの振込
- ・ 外為法上の非居住者のお客さまに関連する振込

※ATM、ゆうちょダイレクト及びゆうちょ通帳アプリでは、取引時確認がお済みでない総合口座又は振替口座からの送金額が10万円を超える振込は、お取り扱いいたしません。

※自動振込の振込金額を口座残高の全額又は一定額を超過した額とご指定いただいた場合で、振込前の口座残高（一定額を超過した額を振り込む場合は、一定額を超過した額）が50,550円～50,769円の際には、振込金額を49,999円とし、振込料金550円をいただきます。

※送金人又は受取人が外為法上の非居住者であるものとして受け付けた場合、国内非居住者円貨建て送金として取り扱います。詳しくは「国際送金」の項をご覧ください。

●総合振込・給与振込

■利用料金等

取扱内容	契約料金	月額料金
総合振込・給与振込	5,500円	2,200円
総括表発行	無料	1,100円

※ゆうちょBizダイレクトによるお取り扱いの場合は、総合振込及び給与振込の契約料金及び月額料金は無料です。

※総括表発行はAnserDATAPORT®又はDVDでデータをご提出の場合に選択できるオプションサービスです。

※料金は送金人（振込人）にご負担いただき、総合振込・給与振込それぞれ一契約ごとに（依頼人コード単位で）かかります。

※送金人（振込人）が次に掲げる団体等の場合、利用料金及び総括表発行料金は無料です（別途振込料金がかかります。）。

- ア 国又は地方公共団体及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する地方公営企業
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する各種学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校（以下「学校等」といいます。）（学生、生徒、児童又は幼児の健全な成長を図ることを目的として、学校等に在籍するこれらの者の保護者及び教員によって組織された団体を含みます。）。
- ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を経営する団体
- エ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定又は許可を受け、保険給付の対象となる事業を行う団体

■振込料金（振込1件につき）

取扱内容		料金
総合振込	ゆうちょ銀行口座あて	年間取扱件数 100万件以上 : 39円
		年間取扱件数 10万件以上 : 50円
		年間取扱件数 10万件未満 : 66円
	他の金融機関口座あて	165円
給与振込	ゆうちょ銀行口座あて	無料
	他の金融機関口座あて	110円

※入金不能等、送金が不成立になった依頼分についても料金がかかります。

※年間取扱件数に応じた料金は、毎年1月～12月の利用実績を基に、翌年度（翌年4月～翌々年3月）の適用料金を決定します。なお、複数の契約をお持ちの場合は、契約ごとの年間取扱件数を合算のうえ、適用料金を判定します。

※複数契約における年間取扱件数の合算には、対象契約確認等のため、ゆうちょ銀行所定の手続きが必要です。

※ゆうちょBizダイレクト（伝送サービス）、AnserDATAPORT®、DVD又は帳票（当行所定の送金人（振込人）に限ります。）によるデータ提出が必要です。

※ゆうちょBizダイレクト（伝送サービス）のご利用には、ゆうちょBizダイレクト（エキスパートプラン）の契約料金及び月額料金がかかります。

■その他の取扱い

取扱内容	料金
口座確認サービス	ゆうちょ銀行口座 : 無料
	他の金融機関口座 : 55円（1口座につき）

●払出し料金（払出し1件につき）

取扱内容	料金
通常現金払	660円
小切手帳の交付（50枚綴り）	3,300円

※通常現金払で払出証書を貯金事務センターから受取人へ送付する場合は、別に郵送料（送金額10万円以下の場合84円、送金額10万円超の場合は404円）をいただきます。

※通常現金払の払出証書の金額は、1枚につき500万円以下です。

●振替口座の受払通知に係る料金

取扱内容	料金
振替受払通知票Web照会サービス	無料
振替受払通知票等の郵送	110円/通

※ゆうちょダイレクト又はゆうちょBizダイレクトをご利用のうえ、振替受払通知票Web照会サービスをお申し込みください。ゆうちょBizダイレクトのご利用には契約料金及び月額料金がかかります。

※振替受払通知票等とは振替受払通知票及び添付の各種明細書（払込取扱票、振替受入明細票、振替払出明細票及び料金証明票）が対象です。

※加入者が次に掲げる団体等の場合、振替受払通知票等の郵送料金は無料です。

- ア 国又は地方公共団体及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する地方公営企業

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する各種学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校（以下「学校等」といいます。）（学生、生徒、児童又は幼児の健全な成長を図ることを目的として、学校等に在籍するこれらの者の保護者及び教員によって組織された団体を含みます。）。

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営むる団体

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定又は許可を受け、保険給付の対象となる事業を行う団体

※振替MTサービス、振替データ通知サービス、ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、受入明細通知サービス、即時振替サービス、配当金領収証の発行を利用している振替口座については、振替受払通知票等の郵送料金は無料です。

※点字サービスの利用又は成年後見人等の設定のある振替口座については、振替受払通知票等の郵送料金は無料です。

※ゆうちょ銀行の都合による補正等のお取り扱いに係る振替受払通知票等の郵送料金は無料です。

※振替受払通知票及び添付の各種明細書の年間合計枚数が1万枚以上の場合は、振替受払通知票等の郵送料金は無料です。年間合計枚数は、毎年1月～12月の利用実績を基に、翌年度（翌年4月～翌々年3月）の適用料金を決定します。なお、口座単位で判定し、複数の口座をお持ちの場合でも合算いたしません。

●特殊取扱の料金（特殊取扱1件につき）

取扱内容	料 金
総合口座に係る受入明細票の送付	100円
送金の取消し 振込の組戻し・訂正	660円 ※取消し・組戻し・訂正ができなかったときは、料金はいただきません。
払出金の払渡済否の調査	■普通郵便により貯金事務センターへ照会する場合 : 167円 ■電信により貯金事務センターへ照会する場合 : 345円
振替払出証書の再交付	(1枚につき) 660円
振替口座に係る受払通知票等の再交付	(一の通知番号に係る再交付につき) 1,100円
振替口座の残高証明書の発行	■個別発行(1通の証明書の発行につき) : 1,100円 ■定期発行(1通の証明書の発行につき) : 550円
振替口座の受払照会	(一の振替口座に係る回答につき) 1,100円

●その他の取扱料金

取扱内容		料 金
振替MTサービス	DVDによる取扱い	■月5万件以下 : 27,500円/月 ■月5万件超 : 55,000円/月
	郵送(速達扱い)	■DVD送達(1回の郵送につき) : 285円
	ゆうちょBizダイレクト(伝送サービス)、AnserDATAPORT®	■月5万件以下 : 20,951円/月 ■月5万件超 : 41,903円/月
振替データ通知サービス		■月5万件以下 : 20,951円/月 ■月5万件超 : 41,903円/月
払込専用カードの発行		1枚330円
払込書印字サービス		払込書の枚数×3円+220円
受入明細通知サービス		■月5万件以下 : 通知件数×5円+20,951円/月 ■月5万件超 : 通知件数×5円+41,903円/月
名義チェックサービス		20,951円/月

※ゆうちょBizダイレクト(伝送サービス)のご利用には、ゆうちょBizダイレクト(エキスパートプラン)の契約料金及び月額料金がかかります。

※料金には消費税(地方消費税を含みます。)が含まれています。

●ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス取扱料金（1件につき）

取扱内容		取扱金額	5万円未満	5万円以上
窓 口	一 般		112円	336円
	公 金		30円	
	公共料金		30円	254円
A T M	一 般		61円	285円
	公 金		30円	
	公共料金		30円	254円
ゆうちょダイレクト ゆうちょ通帳アプリ	一 般		61円	
	公 金		30円	
	公共料金		30円	

※払込金等を受け入れる収納機関が料金を負担する場合は、お客さまから料金をいただきません。
上記料金のほか、特殊取扱料金を収納機関が負担します。

※目の不自由なお客さまがご本人名義の Pay-easy（ペイジー）マークの付いた帳票による払込みをされる場合、身体障害者手帳を窓口でご提示いただければ、窓口でも A T M での送金料金を適用します。ただし、次の払込みは除きます。

- ・代理人からの請求による払込み
- ・A T M 非設置店舗（払込機能付 A T M 非設置店舗も含まれます。）の窓口からの払込み
- ・受取人が料金を負担する払込み

※A T M、ゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）及びゆうちょ通帳アプリでは、国等への送金を除き、次の送金は、お取り扱いいたしません。

- ・送金額が10万円を超える現金による送金
- ・取引時確認がお済みでない総合口座（通常貯金又は通常貯蓄貯金）又は振替口座からの送金額が10万円を超える送金

●地方税統一QRコードによる払込み取扱料金（1件につき）

■払込人が負担する料金

窓 口 窓口タブレット A T M ゆうちょ通帳アプリ	0円
--------------------------------------	----

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

●各種請求の料金（1件につき）

取扱内容	料 金
送金の取消し 振込の組戻し・訂正	660円 ※取消し・組戻し・訂正ができなかったときは、料金はいただきません。

●特殊取扱料金

■払込金等を受け入れる収納機関が負担する料金

ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス（税金・各種料金の払込み）の結果通知に係る料金

A T M 窓口タブレット ゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス） ゆうちょ通帳アプリ	取扱件数×3円	
窓 口	月間取扱件数が5万件以下	取扱件数×3円+20,951円/月
	月間取扱件数が5万件超	取扱件数×3円+41,903円/月

※料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

●送金料金（国際送金1件につき）

取扱内容		料金
口座間送金	窓口	7,500円
	ゆうちょダイレクト	3,000円
国内非居住者円貨建て送金	窓口	7,500円
	窓口タブレット	3,000円
	ゆうちょダイレクト ゆうちょ通帳アプリ	

※料金には消費税がかかりません。

※口座間送金については、お申し込み時の適用レートによる日本円換算で、以下の限度額を超える送金は受け付けできません。

- ・窓口での口座間送金：1件あたり500万円以下（同一受取人あての場合は1日あたり500万円以下）
- ・ゆうちょダイレクトでの口座間送金：1件あたり100万円未満、1日あたり200万円以下、1か月あたり500万円以下

●各種請求の料金（1件につき）

■口座間送金

取扱内容		料金
調査請求・事故訂正 取消し	窓口	3,000円
	ゆうちょダイレクト	3,000円

※料金には消費税がかかりません。

■国内非居住者円貨建て送金

取扱内容		料金
組戻し・取消し・訂正		660円
総合口座に係る受入明細票の送付		100円

※料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

※仲介機関・受取銀行等により、送金金額から仲介手数料、口座登記料等が差し引かれる場合があります。

●ゆうちょBizダイレクト

■利用料金

プラン	契約料金	月額料金
スタンダードプラン （オンラインサービス）	5,500円	550円
エキスパートプラン （オンラインサービス＋伝送サービス）	11,000円	1,100円

※契約料金及び月額料金は、契約法人ID単位で発生し、代表口座から利用月の第1営業日に引き落としします。

ただし、利用開始初月分については、利用開始日が1日の場合は1日に、2日以降の場合は翌月の第1営業日に引き落としします。

また、スタンダードプランからエキスパートプランにプラン変更を行う場合は、契約料金の差額5,500円が発生します。

※利用者が次に掲げる団体等の場合、契約料金及び月額料金は無料です（別途各種取扱料金ががかかります。）。

ア 国又は地方公共団体及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する地方公営企業
イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する各種学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校（以下「学校等」といいます。）（学生、生徒、児童又は幼児の健全な成長を図ることを目的として、学校等に在籍するこれらの者の保護者及び教員によって組織された団体を含みます。）。

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営むる団体

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定又は許可を受け、保険給付の対象となる事業を行う団体

■各種取扱料金

取扱内容	料金
電信振替	1件につき 100円
振込	1件につき 165円
各種送金の組戻し・訂正	1件につき 660円 ※組戻し・訂正ができなかったときは、料金はいただきません。
入金お知らせメール	月額 550円
トークン追加・再発行	1個あたり 2,750円

※トークンの初期不良・自然故障又は電池切れによる再発行料金は無料です。

※ゆうちょBizダイレクトでは、取引時確認がお済みでない総合口座又は振替口座からの送金額が10万円を超える電信振替及び振込は、お取り扱いいたしません。

※料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

●AnserDATAPORT®、ゆうちょダイレクト及びゆうちょBizダイレクトにより各種サービスをご利用いただく場合には、上記料金の他に通信料金等がかかります。

●為替、振替、振込等の主な料金をご案内しています。

●各種取扱いにつき、硬貨取扱料金又は金種指定料金がかかる場合があります。詳しくは当行Webサイトでご確認ください。

●詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。

ゆうちょコールセンター	
電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
受付時間	ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。

2024年1月22日現在